

泉南市街かどデイハウス支援事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者の介護予防を図るため、地域の既存施設を利用し、住民参加による、柔軟できめ細かな日帰りサービスを提供する住民参加型非営利団体を支援し、当該高齢者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 街かどデイハウス事業の実施主体は、泉南市の委託により、この事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）とする。

- 2 実施団体は、法人格を持たない住民参加による民間非営利団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得した団体とする。
- 3 実施団体は、この事業の目的を達成するため市と連携を密にし、円滑な事業運営に努めるものとする。

(実施施設)

第3条 実施団体は、この事業を市長が適当と認める集会場、民家等を活用し、利用者の利便、安全及び保健衛生に充分配慮した施設において実施する。

- 2 次の要件をすべて満たし、市長が認める場合には、複数の建物であっても一つの実施施設とすることができる。
 - (1) 実施団体が同一である場合
 - (2) 同一の運営方針及び指導方針で運営されている場合
 - (3) 実施施設の条件により、複数の建物となることがやむを得ない場合

(利用対象者)

第4条 利用対象者は、泉南市に在住するおおむね65歳以上の者とする。なお、要介護認定で要支援又は要介護と判定され、現に介護保険サービスを利用している者については、その関係機関と連絡を密に行い、利用計画を立てること。また介護保険サービスを利用していない者についても、心身の状況を適切に把握し、利用計画を立てること。

- 2 その他、泉南市長が認めた者とする。

(定義)

第5条 実施団体は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるよう、介護予防に資する次の各号に掲げるサービスを提供するとともに、地域支え合いへの取組を推進する。

- (1) 必ず実施すべきサービス
 - ア 健康チェック（必ずしも看護師が実施する必要はないが、最低限検温及び血圧測定を実施すること。）
 - イ 健康体操
 - ウ 筋力向上トレーニングなどの介護予防活動及び閉じこもり予防
- (2) 必要に応じて実施するサービス
 - ア 趣味・造作活動

イ レクリエーション活動

ウ 給食

(3) 利用者の希望に応じて実施するサービス
生活指導

(4) 介護予防普及啓発事業の実施（別表1）

ア MC I（軽度認知障害）予防

イ 口腔機能向上

ウ 運動器の機能向上

エ 認知機能低下予防・支援

オ 栄養改善

カ 自立支援・活動支援

(5) その他利用者の日常生活、及び所属する日常生活圏域の地域福祉の向上に資するサービス

2 実施団体は、サービスの介護予防への効果を把握し、多様かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。

(委託料)

第6条 委託料として、次に定める額を実施団体に支払うものとする。ただし、委託料は当該年度の予算額を上限とし、それを上回る事業実施の必要がある場合は別途協議を行う。

事業名	委託料
① 街かどデイハウス事業	当該年度予算額の範囲内とし、実施団体数で均等に按分する。
② ア 介護予防普及啓発事業(1回)	ア 10,000円
イ 介護予防普及啓発事業(1か所) (自立支援・活動支援)	イ 6,000円

2 前項①に定める事業において、市長が実施団体の業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、実施団体は前払いによる委託料を街かどデイハウス支援事業請求書（様式第1の1号）により請求することができるものとする。

3 前項による前払いの支払回数、請求できる事業期間、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。

回数	請求できる事業期間	請求できる時期	支払限度額
第1回	4月分から6月分まで	当該年度6月30日から	委託料の4分の1
第2回	7月分から9月分まで	当該年度9月30日から	委託料の4分の1
第3回	10月分から12月分まで	当該年度12月31日から	委託料の4分の1
第4回	翌年1月分から3月分まで	当該年度3月31日から	委託料から既に前払いの対象となった委託料相当額を控除した額

- 4 第1項に定める②の事業において、実施団体は各月ごとに介護予防普及啓発事業実績報告書（様式第2号）を市長に提出し、各月の委託料の請求を街かどデイハウス支援事業請求書（様式第1の2号）により行うものとする。
- 5 実施団体は、毎月事業終了後速やかに利用実績報告書（様式第3号）、事業完了後10日以内に実施団体の会則又は規約、役員・会員名簿、従業員名簿、活動実績報告書、その他活動内容がわかる資料を市長に提出するものとする。

（職員の配置）

- 第7条 実施団体は、この事業を行うため、専任の活動援助員、会計責任者を各1名以上置くとともに、利用者に対して、適切な活動を提供できるように十分なスタッフを配置することとする。なお、スタッフ等は業務に支障のない範囲において他の業務と兼務することは差し支えないものとする。
- 2 専任の活動援助員には、高齢者の介護経験のある者を置くものとする。この場合の介護経験とは、特別養護老人ホームにおける寮母、訪問介護員養成講座2級課程終了者で実務経験を指すものである。
 - 3 補助職員を置く場合は、勤務する曜日又は時間を区別し、氏名を明らかにして市長に届け出るものとする。
 - 4 専任の活動援助員及び補助職員は、この事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び他の実施団体との交流等あらゆる機会をとらえ、自己研鑽に努めるものとする。

（運営基準）

- 第8条 この事業の実施に当たっては、実施施設は利用者一人当たり3平方メートル以上の有効面積を確保し、かつ、おおむね週3日以上開所すること。
- 2 実施団体は、各団体の定める金額を利用者から徴収することができる。
 - 3 実施団体は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
 - 4 実施団体は、感染症及び食中毒の発生・まん延防止のために必要な措置を講じること。
 - 5 実施団体は、この事業の実施に当たって次の事項に留意し、事業の円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。
 - （1） 実施団体は、事前に年間事業実施計画を作成し、団体規約、スタッフ名簿、施設見取り図等の関係資料とともに市長に提出すること。
 - （2） 実施団体は、利用対象者の希望及び身体状況に応じ、月間利用計画を策定し、きめ細かなサービスを提供すること。
 - （3） 実施団体は、利用者の月間利用計画に基づき、身体状況、利用日数、利用時間及び提供したサービスの内容等を記載したケース記録簿を整備するとともに、随時市長に報告すること。なお、利用状況に変動が生じる場合は、利用計画を適宜見直すこと。
 - （4） 実施団体は、利用者から利用料金を受領した際には、利用者に対して領収書を発行し、その控えを保管するなど、サービスの利用状況を適宜確認できるよう適切な対応を講じること。
 - （5） 実施団体は、デイサービスセンター、地域包括支援センター等の関係機関と連携を密にし、円滑な事業運営に努めること。
 - （6） 実施団体は、他の実施団体との意見交換を活発に行い、職員の資質の向上を図るため、街かどデイハウス連絡会に参加すること。
 - （7） 実施団体は、利用者及び利用者世帯のプライバシーの尊重に万全を期し、この事業遂行上知り

得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(8) 実施団体は、運営を中止し、又は廃止する場合には、市長に報告し、指示を受けなければならない。

(9) 実施団体は、運営が予定の期間内に完了しない場合又は困難になった場合においては、速やかに市に報告し、指示を受けなければならない。

(10) 実施団体は、この事業の経理と他の事業に係る経理を明確に区分するとともに、経理に関する帳簿及び証拠書類を常時備え付けること。

(書類等の審査)

第9条 市長が委託料の適正な執行を図るため必要と認めたときは、実施団体に対して報告又は関係書類の提出を求め、あるいは帳簿等の検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

実施する介護予防プログラム	事業内容
ア MCI（軽度認知障害）予防	認知症予防を目的とし、運動と認知課題を合わせて行う二重課題を用いたプログラムをレクリエーション形式で実施する。
イ 口腔機能向上	摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能の向上のための講義や口腔清掃の指導、摂食・嚥下訓練（健口体操など）の指導等を実施する。
ウ 運動器の機能向上	転倒骨折の防止及び加齢の伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動等を実施する。
エ 認知機能低下予防・支援	運動やレクリエーション等を通じてコミュニケーションを図るとともに、認知機能低下予防に対する正しい知識を伝え、認知症予防の効果的なプログラムを実施する。
オ 栄養改善	バランスのよい食生活及び低栄養状態の予防を目指し、個別的な栄養相談及び集団的な栄養教育のプログラムを実施する。
カ 自立支援・活動支援	栄養・運動・社会参加に着目したフレイル予防や、生活機能低下の早期発見により、生活機能全般を向上させるよう効果的に実施する。

※ 上記イ～オは、アと一体的に行うこと。

また、イ・オについては外部講師等を積極的に活用すること。

※ 原則 1 グループ 5 人以上で実施すること。